

工事等入札契約関係書類の押印の見直しについて

事務手続の見直しに伴い、事業者が輪島市へ提出する入札及び契約関係書類の一部について、令和4年4月1日から押印を廃止します。

また、輪島市へ提出する請求書についても、令和8年7月1日から押印を省略することとしました。

対象となる書類

【入札関係書類】

- ・一般競争入札参加申請書（紙）
- ・一般競争入札参加資格確認申請書
- ・入札（設計図書等）に関する質問書
- ・紙入札方式承諾願

【契約関係書類】

- ・工事工程表
- ・現場代理人及び主任技術者等選任届
- ・現場代理人兼任申請

【工事（業務）管理関係書類】

- ・見本資料指定材料確認願
- ・段階確認願
- ・完成通知書
- ・引渡書 など

※ その他の工事管理関係書類については、石川県の様式を準用するものとし、押印の廃止についても石川県と同様の取扱いとします。

（見積書、~~請求書~~等を除く。）

注意事項

上記に記載されていない入札（見積）書、契約書、請書、委任状及び請求書等については、引き続き押印を必要とします。従来からの取扱いに変更はありません。

※ 特に入札（見積）書及び委任状については、押印がない場合は無効となりますので御注意ください。

押印を不要とした書類については、押印しないことを強制するものではありません。押印されていても従来どおり受け付けます。

適用開始日

令和4年4月1日以降に契約する案件から適用します。

ただし、令和4年3月までに契約した案件に係る書類については、令和4年4月1日以降に提出する場合でも、従来どおり押印してください。